

(写)

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第32号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とを加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とを加える。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。